

## 川越市立図書館障害者サービス実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、川越市立図書館管理規則（昭和59年10月30日教委規則第7号。以下「管理規則」という。）第12条第1項の規定に基づき、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）へのサービス（以下「障害者サービス」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 障害者サービスを受けることができる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する視覚障害者等とする。ただし、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学しない者であっても、館長が認める者はこの限りでない。

2 障害者サービスを受けようとする者は、管理規則第8条第2項により、図書貸出カードの交付を受けた者で、図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン（平成22年2月18日全国公共図書館協議会等）に定める利用登録確認項目リストにより、視覚障害者等に該当すると確認された者で、かつ、館長に対し別に定めるところの様式により利用登録を申請した者とする。

### (内容)

第3条 障害者サービスの内容は、次のとおりとする。管理規則第8条第3項に基づき、録音図書等の貸出についてもこれに準ずる。

- (1) 対面朗読
- (2) 録音資料の貸出し及び作成
- (3) 点字資料の貸出し及び作成
- (4) 音声情報資料の提供
- (5) テキストデータ
- (6) その他館長が必要と認めたもの

### (実施日及び時間)

第4条 管理規則第3条に規定する休館日を除き、管理規則第4条で規定する図書館の利用時間とする。ただし、対面朗読の実施時間は閉館30分前までとする。また、館長が認めるときは、この限りでない。

(従事者)

第5条 障害者サービスに従事する者は、職員及び図書館協力者（以下「協力者」という。）とする。

(職員)

第6条 職員は、障害者サービスに必要な最新の情報の収集に努めなければならない。

(協力者)

第7条 協力者は、点訳・音訳等の専門的な研修を受け、必要な能力・知識を有した者とする。

(協力者の登録・報酬・義務)

第8条 前条第1項に該当する協力者は、館長に対し別に定めるところの様式により図書館協力者登録を申請しなければならない。図書館協力者登録は、個人または団体とする。

2 前項の登録を受けた者で、障害者サービスに従事した者は、川越市より別に定めるところの規定により報酬を受けることができる。

3 協力者及び協力者であった者は、障害者サービスを受ける者の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

4 協力者は、図書館が実施する研修に積極的に参加し、技能向上に努めなければならない。

5 協力者は、図書館の指示に従わなければならない。

(利用者の禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる禁止事項を守らなければならない。

(1) 協力者の指名

(2) 協力者に対する私的用件の依頼

(資料)

第10条 朗読、録音、点訳及びテキストデータ化する原資料は、次のとおりとする。

(1) 川越市立図書館所蔵の資料

(2) 図書館協力における現物貸借で借り受けた資料で、かつ、貸出期限内に利用が終了する資料

- (3) 利用者が持参した資料で、かつ、川越市立図書館資料収集方針（平成16年4月1日実施）に定める基準を満たした資料
- (4) 利用者の希望により、新たに川越市立図書館で収集することができる資料
- (5) その他館長が必要と認めた資料  
(図書館の責務)

第11条 図書館は、協力者の確保及び養成に努めるものとする。また、協力者の技術水準の維持を確保するために、講習会、研修会及び懇談会等を開催する。

2 図書館は、協力者が業務を遂行するのに必要な支援に努めなければならない。

(各館の役割)

第12条 障害者サービスは中央図書館が統括する。資料の作成及び収集については西図書館が行い、川越駅東口図書館・高階図書館は必要に応じ、相互に協力するものとする。利用者は、いずれの館においてもサービスを受けられる。

(その他)

第13条 この要領に定めることのほか必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。